県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整備))伊 万里東部地区の計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号) 第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、関係書類を 次のとおり縦覧に供します。

なお、利害関係人でこの土地改良事業計画に異議のあるものは、佐賀県知事に対して書面により審査請求をすることができます。審査請求書は、令和3年12月28日までに佐賀県伊万里農林事務所(郵便番号848-0041 伊万里市新天町122番地4)に提出してください。

令和3年11月12日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(中山間地域総合整備事業(農業用用排水施設整備)) 伊万里東部地区の変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和3年11月12日から令和3年12月13日まで

3 縦覧の場所

伊万里市役所